

関西大学の取組例（令和4年度）

不正防止対策強化の3本柱

①ガバナンス強化 ②意識改革 ③不正防止システムの強化

（①～③で最も関連性が高いと考えられる番号に整理し記載）

※各機関の取組例は、その機関の規模や特性などによって異なるため、全ての機関の参考・適用できるものではありません。あくまでも参考としてご覧いただくことを目的に掲載しています。

- 不正防止計画の策定にあたっては、内部監査結果、研究費執行担当者及び監事の意見を踏まえ、不正発生要因を抽出し審議を実施 ①
- 学生に対して、「公的研究費等によるアルバイトに係る留意事項」、「告発の窓口」の案内、「不正防止に関するリーフレット」を手渡し、口頭説明を実施。毎年度、就業前に必ず本人が提出する「アルバイト届」には、研究者が勤務内容を具体的に記入するとともに、学生本人に説明した旨の確認欄、学生本人も説明を理解したことの確認欄を設定 ②
- 監事と内部監査の連携として、月2回開催の監事会等で意見交換を実施、更に、監査法人を加えた年数回の定期的な意見交換を実施 ①
- 他大学との研究費に関する情報交換を行い、各機関での啓発活動の事例、構成員への周知方法等について意見交換を行い、その情報を踏まえ、リーフレット等を作成し研究者への配付、HP掲載、学内掲示を実施 ②

参考資料

- ・ [関西大学ホームページ](#)
- ・ [誓約書](#)

誓約書

最高管理責任者
関西大学 学長 殿

私は、2022年度の公的研究費等により研究を遂行、補助又は支援するにあたり、公的研究費等取扱規程第15条に基づき下記事項についての遵守を誓い、本誓約書を提出いたします。

記

- 1 公的研究費等の使用・管理にあたり、本学の定める規則や手続き及び資金配分機関の定める使用ルール並びに関連する法令や通知等を十分に理解し遵守します。
- 2 公的研究費等の原資が、国民の貴重な税金等で賄われていることを十分認識し、研究費を公正かつ効率的に使用するとともに、研究において不正を行わないことを約束します。
- 3 規則等に違反して、不正を行った場合は、本学及び資金配分機関の処分及び法的な責任を負担します。

以上

所属

資格

氏名
